

# 環境技研通信



株式会社 環境技研 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1 027-372-5111 営業部発行

第 13 巻第 6 号 (通巻 54 号)

11 月号 2011 年 11 月 1 日

## 放射性物質汚染対処特措法の省令原案

環境省は平成 23 年 10 月 10 日、放射性物質汚染対処特措法の省令原案をまとめました。

### <省令原案>

特別な管理が必要な指定廃棄物の放射性セシウム濃度の基準を 1kg 当たり 8,000 ベクレルとし、基準を超える汚泥や焼却灰などが発生する恐れのある地域の下水道施設や廃棄物焼却施設などに、原則月 1 回以上の調査と報告を義務付け。また、環境省が指定する汚染廃棄物対策地域内の廃棄物または指定廃棄物である特定廃棄物の処理については以下があげられています。

### 収集、運搬基準

容器収納などの保管基準や、車両表面からの最大線量当量率を毎時 100  $\mu$ Sv とする。

### 中間処理、埋立処分基準

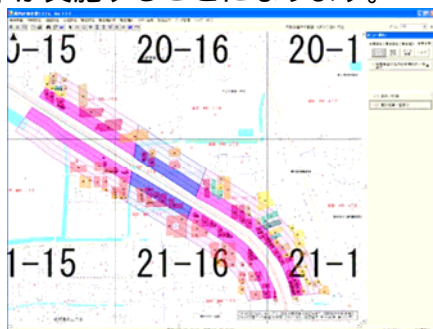
排水などの放射能度を実用発電用原子炉に関する経済産業省告示の限度を超えないこと。

## 自動車騒音面的評価について

騒音面的評価とは幹線を担う道路（国道、県道、4 車線以上の市道など）を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内を代表する 1 地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から 50m の範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準に適合している戸数及び割合を算出して把握するものです。

従来、環境基準は「その地域を代表すると思われる地点、あるいは問題を生じやすいと思われる地点」を評価する「点的評価」でしたが平成 12 年の騒音規制第 18 条の改正により上記の「面的評価」方法も実施することとなり現在に至ります。

また、平成 23 年 8 月 26 日公布の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」内に含まれる「騒音規制法（第 18 条：常時監視）」により各市が実施することになります。



弊社では、自動車騒音測定から面的評価までの業務実績があります。お気軽にお問合せ下さい。



## 水濁法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加について（第 2 次報告案）

前号にも記載した水質環境基準及び地下水環境基準に追加された 1,4-ジオキサンの報告案がまとめられた為、意見の募集（パブリックコメント）が実施されることになりました。

### <2 次報告の概要>

#### 基準値について

種類・業種		基準値(案)	
排水基準		0.5	mg/l
地下水の浄化措置命令の浄化基準		0.05	mg/l
暫定基準	感光性樹脂製造業	200	mg/l
	エチレンオキサイド製造業	10	mg/l
	エチレングリコール製造業		
	ポリスチレンテレフタレート製造業	2	mg/l
下水道業	25	mg/l	

#### 特定施設の追加について

- ・界面活性剤製造業の用に供する反応施設のうち、洗浄機能を有するもの
- ・エチレンオキサイドの混合施設(業種横断的)
- ・1,4-ジオキサンの混合施設(業種横断的)

## 水質環境基準健康項目のカドミウム基準値の改正について

公共用水域に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準のカドミウムの基準値が改正されます。(H23.10.27 施行)

#### カドミウム基準値の新旧対照表

項目名	新基準	旧基準
カドミウム	0.003mg/l 以下	0.01mg/l 以下

備考) 基準値は年間平均値とする。

## 水道水等の放射能測定マニュアル(案)が公開

「水道水における放射能物質対策検討会」にて品質管理面のフォロー対策として公開されました。同マニュアルでは、原子力緊急事態の発生時に迅速に行う第一段階と周辺環境に対する全面的影響を評価する第二段階に区別して測定法の利用用途を示した上で、測定作業の手順や機器ごとの測定方法、スクリーニング法などが紹介されています。



## 外来種から玉原の自然を守る ～沼田市の取り組みについて～

一口に「環境保全」と言っても、その取り組みについては様々なものがあります。今回は沼田市ならではの自然保護活動について、お伝えしたいと思います。

沼田市はご存じのとおり北毛の中心都市として発展を続けていますが、現在では白沢村・利根村との合併も進み、大変に自然豊かな景観が広がっています。しかし、こうした地域ならではの問題も起こっています。その一つが、沼田市の自然の宝庫として知られる玉原地域に入り込んだ外来種の問題です。

現在我が国では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(通称：外来生物法)」によって、日本在来の生物と競合することで生態系の破壊や農産物等に被害を及ぼす「特定外来生物」に関して、栽培・輸入等の規制を行うと同時に、必要に応じて国や自治体が、外来生物の防除を行うことが定められています。



特定外来種のオオハンゴンソウ

アカゲザル・アライグマなどの哺乳類や、カミツキガメ・ブルーギルなど爬虫類や魚類など動物の問題は耳にすることがあると思いますが、植物にも同様に外来生物が侵入しています。沼田市では、特定外来生物のオオハンゴンソウや環境省が「要注意外来生物」として注意を呼びかけているセイタカアワダチソウ・アメリカセンダングサ・オオブタクサを、玉原地区から防除する活動を行っています。

昨年に引き続き、今年も9月20日(火)に、利根沼田自然を愛する会、関東森林管理局利根沼田森林管理署、玉原東急リゾート株式会社、沼田市との協働で、玉原地区外来生物防除作業が行われました。作業は、オオハンゴンソウ・セイタカアワダチソウなど、種子の飛散に注意しながら根こそぎ抜き取り、塵芥車に直接投入し、計220kgを清掃工場焼却処分しました。



今年の防除作業の様子です。

玉原の自然は、こうした地道な活動で守られているのです。この活動につきましては、沼田市市民部環境課環境係(TEL:0278-23-2111 内線 77372)までお問い合わせ下さい。

## 塩水噴霧試験のご紹介

今回は、塩水噴霧試験についてご紹介させていただきます。塩水噴霧試験とは塩水を霧状に噴霧した雰囲気内で、製品の耐食性や耐久性を評価する試験方法です。この試験は主に、金属材料又はメッキ、無機・有機皮膜を施した金属材料等を対象に実施されています。RoHS指令(特定有害物質使用制限指令)の際は、製品に施されたクロメート被膜を六価クロムから三価クロムに移行するケースが増え、その耐食性・耐久性を評価する方法の一つとして塩水噴霧試験が頻繁に用いられました。また、金属以外にもプラスチックやゴム等の製品を対象に行うことも可能です。

現在リサーチセンターでは、東洋精機株式会社製(型式：SQ-1000-ST)の塩水噴霧試験機を使用し、主に JIS Z 2371 に準拠した試験を行っています。



塩水噴霧試験機槽内  
有効内寸法(mm)  
W1000×D600×H1200

### -JIS Z 2371の主な概要-

- ・槽内温度：35±2
- ・塩水濃度：50±5g/ (5%)
- ・噴霧量：1.5±0.5ml/80cm<sup>2</sup>/h

実際にユニクロめっきを施したボルトについて試験を行った写真を下記に掲載しました。



試験前 24時間経過後 72時間経過後

図.塩水噴霧試験経過写真

試験の結果、24時間で白錆、72時間で赤錆の発生が確認されました。

リサーチセンターでは、塩水噴霧試験以外に環境試験(加速試験)として、恒温恒湿試験、冷熱衝撃試験も実施することができます。

お気軽にお問合せ下さい。

### 楽天市場店がOPENしました

弊社では大手ショッピングサイト「楽天」で楽天市場店を開設しました。環境計量証明事業所の検査結果をお届けするサービスを行います。

本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

Tel 027-372-5111 Fax 027-372-5001

リサーチセンター 〒370-0321 群馬県太田市新田木崎町 379-5

Tel 0276-56-1277 Fax 0276-56-1266

URL <http://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 [info@get-c.co.jp](mailto:info@get-c.co.jp) リサーチセンター [host@get-rc.jp](mailto:host@get-rc.jp)